

総合事業における 介護予防改善加算について

名古屋市健康福祉局地域ケア推進課

平成30年11月14日

・事業開始当初より総合的なサービス提供を実現

- ・28年6月からの事業開始時において、現行相当のサービスに加え、基準緩和サービスを提供。
- ・生活支援型訪問介護の担い手育成のため、27年10月から名古屋市高齢者日常生活支援研修を開始。
29年度末時点で、同等研修も含め、1,272名が修了。

・インセンティブ要素を盛り込んだ加算の創設

- ・基準緩和サービスであるミニデイ型通所サービスと運動型通所サービスを対象に、介護予防改善加算を創設
- ・利用者の心身の状態に改善がみられ、その状態を維持するよう、自立に向けたアドバイスや支援をおこなった場合に加算を算定

基準緩和サービスの状況

【指定事業所数の推移】

サービス名		28.6	29.4	30.4
生活支援型 訪問サービス	生活支援サービスのみの訪問介護	151	204	280
ミニデイ型 通所サービス	なごや介護予防・認知症予防プログラムの実施 (原則、6か月間)	47	59	70
運動型 通所サービス	運動器の機能向上に特化した機能訓練を実施 (原則、6か月間)	99	131	146

基準緩和サービスの状況

【利用者数の推移】

サービス名	28年度	29年度	30.8 審査分
生活支援型 訪問サービス	184人/月	1,224人/月	2,301人
ミニデイ型 通所サービス	49人/月	189人/月	224人
運動型 通所サービス	464人/月	541人/月	656人

介護予防改善加算について

- ・基本チェックリストを活用し、心身の状態の改善が見られた場合にサービス終了月において、所定単位数(50単位)に利用月数を乗じた単位数を加算(上限は6か月)

- ・心身の状態の改善とは、

- ①ミニデイ型・・・基本チェックリストの№1から№20までの項目について、サービス終了時における該当項目の合計数が、サービス利用前の該当項目の合計数よりも減少していること

- ②運動型・・・ミニデイ型の要件に加え、さらに、基本チェックリストの№6から№10までの項目について、サービス終了時における該当項目の合計数がサービス利用前の該当項目の合計数よりも増加していないこと

留意事項

- ・ミニデイ型通所サービスはサービス終了月から翌月末日まで、運動型通所サービスはサービス提供終了日から1か月間、他の通所サービス(予防専門型通所サービス等)を利用していないことが要件となる。

介護予防改善加算の結果

- 加算算定割合
(平成28年6月～30年7月サービス提供分まで)
【ミニデイ型】 17% 【運動型】 30%

※加算要件を満たす方であっても、事業所側が利用者負担が増えることに配慮をして、加算取得をしていないケースもある。
実際の改善者は、加算算定者数よりも多いと想定される。

